

## 足立イコー会 会則

### 会 則

平成2年6月29日 制定  
平成6年5月11日 一部改正  
平成11年5月12日 一部改正  
平成20年4月9日 一部改正

#### 第1条〔目的〕

本会は、ギブアンドテイクの精神を基本とし、会員相互の技術、情報などを交流することにより、それぞれの企業の経営力の強化、個々では解決できない新製品・新技術の開発、市場開拓や販売促進面での相互協力を行ない、もって会員企業の成長発展に貢献することを目的とする。

#### 第2条〔名称〕

本会は、『異業種交流グループ「足立イコー会」』と称する。

#### 第3条〔事務局〕

本会の事務局は、会長の所在地に置く。

#### 第4条〔事業〕

本会は第1条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 会員企業相互に役立つ知識・情報の交流
  - (2) 新市場開拓のための展示会出展等、共同販売促進活動
  - (3) 経営管理技術、改善手法に関する共同研究
  - (4) 新製品・新技術の共同研究開発
  - (5) 環境・福祉・人材育成に関する地域社会、行政との連携
  - (6) 上記のための見学会、事例研究会、講演会等の企画開催
  - (7) その他、目的達成のために必要な事業
- 2 会員相互の共同研究・開発は随時実施し、その成果等については適宜例会において報告するものとする。
  - 3 共同研究・開発等の実施にあたって必要な約束や契約は原則として、当事者間の協議と責任によるものとする。
  - 4 本会は、共同研究当事者間において問題が発生した場合、その調整をすることができる。

#### 第5条〔会員〕

本会は、正会員、名誉会員により構成される。

- 2 会員の新規加入に関しては理事会の承諾を必要とする。
- 3 会員に本会の趣旨と目的に反した行為があった場合には、理事会の合意を得て退会を勧告することができる。
- 4 会員は退会届を会長に提出することにより退会することができる。但し、納入済みの会費は返還しない。

#### 第6条〔正会員〕

正会員は原則として足立区に主たる事業所を有する企業の代表者または代表者に代わって意思決定ができるものとする。

- 2 原則として足立区に在住する個人であって正会員の推薦により理事会によって認められたものとする。

#### 第7条〔名誉会員〕

正会員の所属企業のOBもしくは現役社員であって、会に功労のあった元正会員を名誉会員とする。

#### 第8条〔役員〕

本会に次の役員を置く。

- 会長 1名  
副会長 2名以上  
理事 若干名 但し、会計理事 1名、総務理事 1名を置く。  
監事 1名
- 2 役員は本会の目的を達成するために必要な事項を処理するものとする。
  - 3 監事は経理を監査する。
  - 4 役員を選任は総会において選任する。
  - 5 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

#### 第9条〔役員職務〕

会長は会を代表し、会務を掌握する。  
副会長は会長を補佐し、会長事故あるときにはその職務を代行する。  
監事は会の経理を監査し、総会に報告する。

#### 第10条〔顧問、相談役〕

本会に会長推薦による顧問、相談役を若干名置くことができる。  
2 顧問、相談役の任期は、第8条に定める役員任期と同様とする。

#### 第11条〔アドバイザー〕

本会にアドバイザー若干名を置くことができる。  
2 アドバイザーは本会の運営に関し必要な助言、指導を与えるものとする。

#### 第12条〔定例会〕

本会は、前条に定める事業を実施するため、毎月1回定例会を開催する。  
2 定例会は、会長が招集し議長となる。但し、必要に応じて会員内より議長を選任することができる。

#### 第13条〔総会〕

総会は毎年1回実施する。但し、会長が必要と認めた場合は臨時総会を開催することができる。  
2 総会は、会長が招集し議長となる。  
3 総会は、会員の2分の1以上の出席により成立し、議事は出席会員の過半数で決するものとする。  
4 総会は次の事項を決議する。

- (1)事業計画および収支決算
- (2)事業報告および収支決算
- (3)役員を選出
- (4)本会運営規則の変更
- (5)その他本会運営に必要な事項

#### 第14条〔一般会費〕

本会運営のため、正会員については所属企業単位で1社年間3万円の会費を徴収する。  
2 名誉会員についての年会費は徴収しない。  
3 新規加入者の会費については、月割りにより徴収する。

#### 第15条〔特別会費〕

一般会費の他に、事業遂行上必要な費用が生じた場合は、別途、特別会費として徴収することができる。  
2 研修旅行で一社から2名以上参加する場合は、2名分以上は特別会費として徴収する。金額は都度決定する。

#### 第13条〔会計〕

本会の会計期間は毎年4月1日から3月31日とし、会計理事は決算終了後直ちに会計報告を行う。

#### 第14条〔秘密保持〕

会員は、本会で知り得た会員企業の秘密に属する情報を他に漏らしてはならない。

#### 第18条〔弔慰見舞金〕

会員及び家族が死亡した場合には、弔慰金を送る。  
2 会員が病氣療養で入院した場合には、見舞金を送ることが出来る。

#### 付 則

この運営規則は平成2年6月29日から施行する。  
{平成6年5月11日改正}  
この会則は平成6年5月11日から施行する。  
{平成11年5月12日改正}  
この会則は平成11年5月12日から施行する。  
{平成20年4月9日改正}  
この会則は平成20年4月10日から施行する。